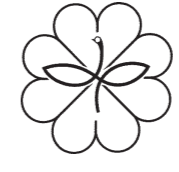


# 「地域のつなぎ役」

# 民生委員・児童委員

5月12日は「民生委員・児童委員の日」です。また、今年も主任児童委員制度創設30周年の節目にも当たります。

民生委員・児童委員は、子どもから高齢者まで誰もが安全に安心して生活できる地域をつくる特別職の地方公務員です。困り事や心配事を抱えている方の相談に乗り、専門機関に橋渡しするなど、困り事の解決に向けたお手伝いをするいわば「つなぎ役」。皆さんの身近な相談相手として日々活動しています。



民生委員・児童委員のマークの意味

幸せのめばえを示す四つ葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表しています。民生委員・児童委員はこのマークをかたどったバッジと民生委員証を携行しています。

始まりは100年以上前

大正6（1917）年5月12日、岡山県で民生委員制度のもとになる済世顧問制度が定められました。当時は地域の優れた人材に顧問を委嘱し、防貧活動を使命として、人々の自立を支援する、というものでした。戦後、昭和21（1946）年に広く国民生活全般の相談に応じる役割を表す名称として現在の「民生委員」になりました。平成に入り急速に高齢化する社会の中で児童委員としての活動が十分に行えないという状況を踏まえ、平成6（1994）年主任児童委員が配置されました。

## 主任児童委員とは？

民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣に指名され、児童福祉に関する事項を専門に担うのが主任児童委員です。任期は3年で、いじめや子育ての不安など、相談に応じて児童相談所や学校などと連携して活動しています。

特定の区域を担当せず、区域担当の児童委員の活動をサポートしています。



福祉サービスの情報提供ができます

関係機関につなぐ役割



相談に乗ります

地域を見守ります

高齢者や障がいのある人がいる世帯、生活が困窮している世帯、母子・父子世帯などを訪問しています。



## 民生委員・児童委員とは？



民生委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員です。任期は3年で特定の区域を担当し、社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っています。相談によって行政の各部署や、社会福祉協議会、地域包括支援センター、福祉施設、NPO法人などへ橋渡しします。

また、全ての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、妊娠中の心配事や子育ての不安などに関するさまざまな相談や支援を行っています。

## 秘密は守られるの？

民生委員・児童委員の活動は個人の私生活に立ち入ることもあるため、活動上知り得た情報について**守秘義務**が課されています。この守秘義務は、委員退任後も引き続き課されます（民生委員法第15条）。**相談内容が他人に漏れることはありませんので、安心してご相談ください。**



## 誰に相談できるの？

令和6年5月現在、行田市民生委員・児童委員連合会は5つの地区（東部・西部・南部・北部・中央）で構成され、民生委員・児童委員141人、主任児童委員11人が活動しています。ご自身が居住している地域の民生委員・児童委員が分からない場合は地域共生社会推進課にお問い合わせください。

## どんなことを相談できるの？

心配事や悩み事を相談できます。

### 生活に関すること

- 生活が苦しくて困っている
- 一人暮らしで心細い
- 近所の家で虐待の可能性を感じた など

### 地域福祉

- 介護が不安
- どんな福祉サービスがあるか知りたい
- 健康や医療について心配事がある など

### 子育て

- 子育ての悩みを誰かに聞いてほしい
- 妊娠中の不安
- ひとり親への支援事業を知りたい など

※近隣トラブルの仲裁や、身体介助、家事補助などの生活支援、入院時の保証人になることなどは活動の範囲外となり、対応できない場合がありますのでご注意ください。

